

生徒心得

本心得は、法律・法令に反することをしないこと及び集団生活を円滑に行うための良識を保つことを前提とし、生徒同士が互いの考えを尊重し合い、安心安全に学校生活を送ることを目的として定める。

1 服装・頭髪等並びに所持品

- (1) 登下校に際しては、指示がある場合を除いて制服を着用する。
- (2) 通学及び校外の文化活動、運動競技または学校行事等への参加のときは身分証明書を携帯する。
- (3) 頭髪について、パーマ、カール等の加工や染色を禁止する。
- (4) ペンダント、ネックレス、指輪、ピアス、イヤリングのような装飾はしない。
- (5) 化粧、マニキュア、ペディキュア等は禁止する。
- (6) 上靴は学校指定の運動靴とする。通学時の外靴は華美とならないように心掛ける。安全面からサンダルは禁止する。
- (7) 夏季略装は、原則として6月から9月とし、気温等を考慮して毎年毎に指示する。
- (8) 制服の破損やクリーニング等により、一時期制服以外で登校せざる得ない事情がおきた時は、「異装届」を担任に提出し、指示された服装を着用する。

2 服装規定

本校の制服は、生徒・保護者・教員がそれぞれ意見を出し合い、「南富良野高校生として胸を張って着ることができる」服装を模索し、「着る者にきちんと着ることを意識させることができるデザインである」として制定された。このことを踏まえた制服の着こなしを心掛ける。

- (1) ジャケット
 - ア ネイビー、無地、シングル3つ釦とする。
 - イ 襟には校章を付ける。

(2) スラックス

- ア ブレザーと同素材、ネイビー・無地とする。
- イ ストレートでツータック。裾はシングル。

(3) スカート

- ア スカートは、タータンチェック・20本ヒダとする。
- イ スカート丈は、膝にかかる程度の長さとし、正しく着用する。

(4) ニットベスト・セーター

- ア ニットベスト又はセーターを着用の際は指定のものとする。
- イ 形はどちらもVネック、色は指定のネイビーとし、胸にイニシャルを入れる。

(5) シャツ

- ア 指定のボタンダウンカラーシャツとする。

(6) ネクタイ

- ア 指定の青系レジメンタルタイとする。
- イ ネクタイは必ず付ける（夏季略装期間を除く）。

(7) ソックス・ストッキング

- ア ソックスは華美でないものとする。スカート着用時は紺とする(ワンポイントは親指で隠れる程度まで)。
- イ ストッキング・タイツは単色(黒・紺・ベージュ)とする。

(8) 夏季略装

- ア ノーブレザー、ノーネクタイを認める。
- イ 指定ポロシャツの着用を認める。
- ウ その他の留意点については別に定める。

3 校内生活・校外生活について

- (1) 登下校時は安全確保及び公共交通機関利用時のマナー意識に努める。
- (2) 遅刻、欠席する際は、8時10分までに原則として保護者から学校へ連絡する。
- (3) 登校後は、放課後まで担任の許可なく外出しない。

- (4) 下校完了時刻は17時とする。部活動や生徒会活動、講習、自己学習等で許可を得て活動する場合の下校完了時刻は19時とする。
- (5) 校内での携帯電話・スマートフォンなど電子機器の使用については別に定める。
- (6) 夜間外出は慎む。外泊は、原則として認めないが、やむを得ない場合は保護者の許可を得る。
- (7) 生徒間における金銭、物品の貸借は校内外を問わず、さける。
- (8) アルバイトの許可の条件については別に定める。

4 届 出

- ア 早退、遅刻、外出をする（した）とき
- イ 制服以外の異装をするとき
- ウ 部活動に入部・退部するとき
- エ アルバイトをするとき
- オ 運転免許を取得したとき
- カ 校舎、校具を破損、亡失したとき

5 願 出

- ア 対外試合、合宿等を実施、参加するとき
- イ 休日等に校舎を使用するとき
- ウ 学校備品を使用するとき
- エ 自動車学校に入校するとき

この心得は令和5年4月1日より適用する。

アルバイトに係る申し合わせ

(許 可 条 件)

第1条 アルバイトをする者は、以下の条件を守る。

- (1) アルバイトは土曜・日曜（休日）及び長期休業中のみとする。
※経済的な事情により、特に必要と認められる者については、平日のアルバイトを許可することもある。
- (2) 生徒心得に従って行動する。
- (3) 学校行事・部活動に影響を与えない。
- (4) 定期考査一週間前から、考査期間中は禁止とする。
- (5) アルバイトに従事する時間は、21時までとする。

(手 続 き)

第2条 アルバイトをしようとする生徒は所定の「アルバイト届」を提出すること。届け出の受理をもって許可とする。

(許可の取り消し)

第3条 以下の項目に当てはまるときには許可を取り消す。

- (1) 各学期末の評価・評定で1を有するとき。
(その後の補習などの取り組みにより、許可することもある。)
- (2) 卒業、進級が危ぶまれる欠時状況であるとき。
- (3) 特別指導を受けているとき。
- (4) 第1条に違反するときや、遅刻の増加等、学業に悪影響が出ていると判断される
とき。

(そ の 他)

第4条 特に必要と認められ、この規定で処理することができないときには別途審議とする。

この申し合わせは令和5年4月1日より適用する。

夏季略装に係る申し合わせ

1 期 間 6月1日～9月30日

※気温等を考慮して毎年毎に指示する。

2 実施内容

- (1) ノーブレザー、ノーネクタイでの学校生活を認める。
- (2) 指定ポロシャツの着用を認める。

3 留意点

- (1) 寒冷時はブレザーや指定のニットベスト等を着用する。指定外の防寒着（パーカー等）の着用は認めない。
- (2) ワイシャツの裾は入れること。第一ボタンのみ開けてもよい。

- (3) ポロシャツは、裾を出して着用してよい。第一ボタンのみ開けてもよいが、ボタンダウンのボタンはとめる。
- (4) 移行時期における指導に従う。

この申し合わせは令和5年4月1日より適用する。

校内における電子機器の使用に係る申し合わせ

- 1 スマートフォン等のゲーム機としての使用を禁止する。
- 2 授業時間内にスマートフォンを学習機器として利用する場合は、教員の指示によって使用する。
- 3 個人の電子機器を学校で充電することを禁止する。ただし学校貸与の電子機器に関しては指定された場所で充電をする。
- 4 マナー、モラルを守って使用する。
※以上の禁止事項を守れなかった場合は、個人の電子機器の持ち込みを禁止する。

この申し合わせは令和5年4月1日より適用する。